【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月3日
【発行者名】	東京インフラ・エネルギー投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　永森　利彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番地　麹町プレイス8階
【事務連絡者氏名】	東京インフラアセットマネジメント株式会社 執行役員管理本部長兼財務経理IR部長　真栄田　義人
【連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番地　麹町プレイス8階
【電話番号】	03-6551-2833
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

１【提出理由】

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、私募ファンド等資産運用業務を開始するため、運用体制の変更を行うことにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（１）変更の内容についての概要

本資産運用会社は、私募ファンド等資産運用業務（注）を開始すること、これに伴い、以下のとおり組織変更を行うことを決定しました。また、併せて、私募ファンド等資産運用業務の開始に伴う利益相反防止体制等につき、以下のとおり社内規程を整備することを決定しました。

（注）投資一任契約（金融商品取引法第2条第8項第12号ロに定めるものをいいます。）又はアセットマネジメント契約（本資産運用会社が資産運用の委託を受ける契約で、本投資法人との資産運用委託契約及び投資一任契約のいずれにも該当しないものをいいます。）に基づく、同契約の相手方（以下「私募ファンド等」といいます。）の資産運用業務をいいます。ただし、再生可能エネルギー発電設備等を主たる運用対象とするものとします。

本資産運用会社は、私募ファンド等資産運用業務を開始することにより、今後は投資法人資産運用業務に加えて私募ファンド等の資産運用業務を行うことが可能となります。

本資産運用会社は、本投資法人の投資法人資産運用業務のみならず私募ファンド等資産運用業務も展開することで、資産運用機能の多様化を図ることにより、安定した経営基盤の構築と資産運用スキルの向上に資するものと考えており、本資産運用会社が資産運用を受託する本投資法人にも有益な効果をもたらすものと考えております。

①　組織体制の変更（下線部分は変更箇所を示します。）

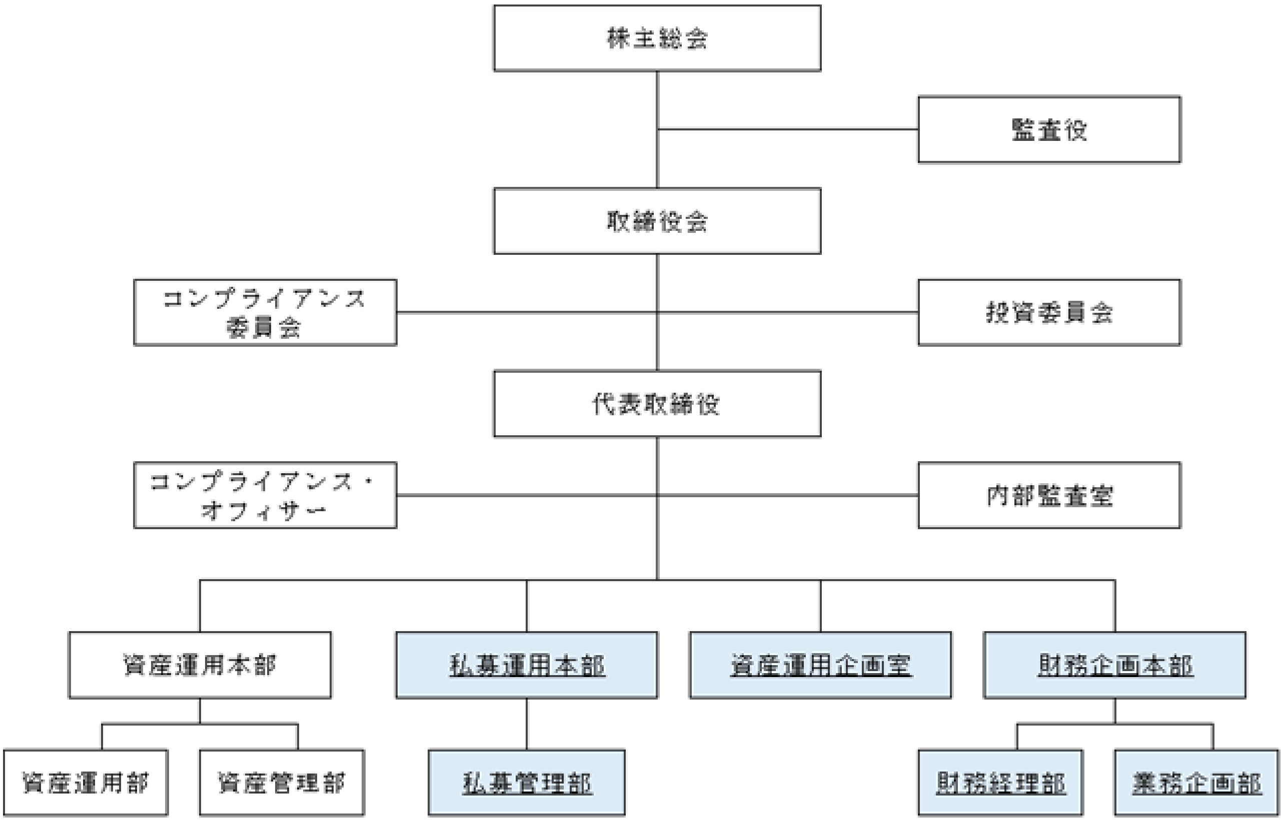

② 利益相反防止体制等

私募ファンド等の投資対象が本投資法人の投資対象と競合しうるため、本資産運用会社は、新たに私募ファンド等資産運用業務を遂行するに当たって、本投資法人の資産運用業務との間の利益相反を防止することが重要であると考えています。このため、本資産運用会社は、新たに「物件情報取扱規程」を制定し、物件取得時における本投資法人の優先権の付与について以下のとおり定め、第三者からの投資対象資産の売却に関する情報（以下「物件情報」といいます。）を本資産運用会社が入手した場合は、物件情報取扱規程に従って、物件取得にかかる検討・判断についての本投資法人及び私募ファンド等の間の優先順位を決することとし、本資産運用会社が恣意的な行動により利益相反行為を行うことを防止します。併せて「弊害防止規程」を制定し、業務の適切性を確保するための指針を定めることにより、本投資法人と私募ファンド等との間の利益相反による弊害を防止します。

具体的には、まず、本資産運用会社が第三者から物件情報を入手した場合、資産運用部（本投資法人を所管する部）において物件情報を一元的に管理します。次に、資産運用部及び私募運用本部（私募ファンド等を所管する部）は、物件情報を受領した後、次のルールに従って、本投資法人又は私募ファンド等による物件取得に係る検討・判断を行います。

■「物件情報取扱規程」における本投資法人への優先権付与等に関するルールの概要

（イ）本投資法人による優先検討

ａ．資産運用部は、原則として、全ての物件情報について、本投資法人を第一順位者として、本投資法人のための取得を優先的に検討します。

ｂ．資産運用部が取得検討を継続し、当該物件の取得条件につき売買相手方と合意に至った場合は、資産運用部は、本資産運用会社の社内規程に従って当該物件の取得に係る投資委員会等の社内の意思決定手続を履践した上で、本投資法人のために当該物件を取得することができるものとします。

ｃ．資産運用部が取得検討を継続し、当該物件について、本投資法人において直ちには取得しないものの本投資法人に取得させることを目的として一時的に社外の第三者SPC等（以下「第三者ブリッジSPC等」といいます。）を組成させて取得させる判断を行った物件については、資産運用部は、第三者ブリッジSPC等に当該物件情報を提供して取得検討を依頼することができます。

ｄ．資産運用部が、本投資法人として取得しない判断を行った物件（c.の場合を除きます。）及びc.の場合において第三者ブリッジSPC等による取得に至らなかった物件については、その旨及び理由（以下「不取得理由（第一順位者）」といいます。）を物件情報一覧リストに記録します。

ｅ．物件情報に係る不取得理由（第一順位者）が物件情報一覧リストに記載された場合、その後、私募運用本部は、第二順位者として私募ファンド等のために取得を検討することができるものとします。

（ロ）例外的取扱い

上記のルールにかかわらず、物件の売主、投資家その他本資産運用会社に当該物件情報を提供した者（売主のレンダーや本資産運用会社以外のアセットマネジャーを含みます。）により本投資法人以外の取得候補者が本資産運用会社の物件情報入手時点で予め指定されていた物件情報については、例外的に上記ルールを適用せず、資産運用部は、当該取得候補者である私募ファンド等による取得検討のために、私募運用本部に当該物件情報を提供します。

（ハ）運用状況の報告

資産運用部長は、四半期毎に、コンプライアンス・オフィサーに対し、物件情報一覧リストを提出の上、物件情報取扱規程の運用状況について報告するものとし、コンプライアンス・オフィサーは、当該運用状況を確認の上、四半期毎にコンプライアンス委員会に事後の報告をします。コンプライアンス委員会は、かかる四半期毎の報告を受領し、本規程の目的に鑑み適当でないと認める事項がある場合は、各部署に対して当該期間以降における改善を求めることができます。

（２）変更の年月日

2025年2月4日（予定）